

更生訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する更生訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が指定訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 更生訪問看護ステーション
- (2) 所在地 愛知県安城市安城町東広畔28番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師（常勤職員兼務） 1人

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも訪問看護の提供に当たる。

- (2) 看護職員等 看護職員 2.5人以上（常勤換算）
理学療法士・作業療法士 1人以上

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日、12月30日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時00分まで
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等により清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示により医療処置

(利用料等)

第7条 ステーションは、介護保険法、健康保険法の規程に基づく利用料を利用者から支払いを受けるものとする。

- 2 介護保険においては通常の実施地域に関係なく交通費は、徴収しない。ただし、当日の訪問までに連絡なくキャンセルした場合、キャンセル料として1回250円を徴収する。
- 3 医療保険においては、次の額を徴収する。
 - (1) 通常の実業の実施地域を超えた場合は1kmにつき50円
 - (2) 長時間加算 1時間につき 2,500円
 - (3) 時間外加算 1回につき 630円
 - (4) 休日加算 1回につき 1,250円
 - (5) キャンセル料 当日の訪問までに連絡のない場合 1回につき250円
- 4 死後の処置料は、11,000円(税込)とする。
- 5 利用料に係わる支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、安城市及び碧南市北町、大久手町、井口町、竹原町、雁道町、平山町、大坪町、用久町、宝町、若水町、桃山町、白沢町、奥沢町とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止等)

第10条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待を防止するための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問看護ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛知県厚生農業協同組合連合会と更生訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 5年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成 8年 2月 1日から改正する。

平成 8年10月 1日改正 平成11年12月 1日改正

平成14年 4月 8日改正 平成14年 5月10日改正

平成14年	8月	1日改正	平成15年10月	1日改正
平成17年	2月	1日改正	平成18年	6月 1日改正
平成18年	7月	1日改正	平成19年	6月 1日改正
平成20年	6月	1日改正	平成21年	6月 1日改正
平成22年	6月	1日改正	平成23年	6月 1日改正
平成24年	6月	1日改正	平成25年	6月 1日改正
平成26年	4月	1日改正	平成26年	6月 1日改正
平成27年	4月	1日改正	平成27年	6月 1日改正
平成28年	6月	1日改正	平成28年	7月 1日改正
平成29年	2月	1日改正	平成29年	4月 1日改正
平成30年	4月	1日改正	平成30年	6月 1日改正
令和元年	6月	1日改正	令和元年10月	1日改正
令和2年	6月	1日改正	令和3年	4月 1日改正
令和4年	6月	1日改正	令和5年	6月 1日改正